

ふるさと大和高田応援寄附金 返礼品協力事業者募集要項

1. 目的

大和高田市への寄附促進と地場製品のPR、販売促進及び地元生産者、地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、返礼品を募集します。

この度、効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等にこれまで以上に万全を期するため、返礼品における取扱業務全般を下記取りまとめ委託会社へ委託することを前提に、返礼品として商品やサービスを取扱いする事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集するものです。

2. 取りまとめ委託会社

株式会社さとふる

本社住所 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13階

3. 募集要件（下記の全ての要件を満たしている取扱事業者）

- (1) 各種法規則、条例等に沿った生産、製造、サービスの提供等を行っていること。
- (2) 大和高田市税の滞納がないこと。
- (3) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）に基づき、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。）

4. 募集する返礼品（下記の全ての要件を満たしている品）

- (1) 市内で生産、製造等が行われているもの又は栽培、採取、育成された原材料を使用しているもの、のいずれかに該当していること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）

- (3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反されていない返礼品であること。
- (4) 大和高田市の地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (5) 飲食物の場合、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
- (6) 換金性の高い商品やサービスではないこと。
- (7) 委託事業者が必要とする書類の提出が可能であること。

5. 返礼品の価格区分の目安について（税込・送料別・通常便の場合）

区分①	支払額	3,000円（10,000円の寄附）
区分②	支払額	4,500円（15,000円の寄附）
区分③	支払額	6,000円（20,000円の寄附）
区分④	支払額	9,000円（30,000円の寄附）
区分⑤	支払額	15,000円（50,000円の寄附）
区分⑥	支払額	30,000円（100,000円の寄附）
区分⑦	支払額	150,000円（500,000円の寄附）
区分⑧	支払額	300,000円（1,000,000円の寄附）

※冷蔵及び冷凍便、大きな返礼品等については、区分が異なる場合があります。

※上記区分は一部の例です。それ以外の区分についてもご検討ください。

6. 取扱事業者のメリット

(1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「さとふる」、「楽天ふるさと納税」「Yahoo!版さとふる」に、返礼品の内容・画像・紹介文・事業者名などを掲載します。

※返礼品の基準（提供数量・賞味期限等）によっては、全てのサイトに掲載できないことがあります。

(2) 返礼品の発送時に、自社商品パンフレット等を同封することができます。

7. 申込期間

返礼品については、随時募集し、入れ替え等を行います。

8. 申込方法

別紙1・別紙2を大和高田市役所企画創生課へ郵送または持参してください。

大和高田市での審査が完了後、取りまとめ委託会社より連絡します。

9. その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容については、適正な管理等に万全を期すため、大和高田市が審査します。
- (2) 返礼品は、寄附者より申込み時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に企画創生課までご連絡ください。
- (4) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、内容について取りまとめ委託会社へ必ず報告してください。
- (5) 外部広報に当たっては、市が寄附者からの受注状況や広報元の依頼に基づいて適宜協力いただく商品等を決定します。
- (6) 今回の募集により返礼品として選定された商品等の有効期限は、令和4年3月31日までとします。ただし、有効期限満了の日の30日前までに大和高田市又は取扱事業者のいずれからも申出のない場合は、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、その後も同様とします。
- (7) 下記①～④のいずれかに当てはまる場合は、返礼品の登録を取り消すことがあります。
 - ①応募要件を満たさなくなったとき
 - ②申請内容に虚偽があったとき
 - ③市の信用を著しく失墜させたとき
 - ④その他、市長が協力事業者及び返礼品等として不適切であると判断したとき
- (8) 上記(7)に関わらず、今後、ふるさと納税制度に関する法律・制度改正及び、国・県等が示す指針に沿う対応が必要となった場合は、大和高田市は取扱事業者と協議し、必要な対応（返礼品等の変更、返礼品の取り消し等）を行うものとします。

大和高田市役所 企画政策部 企画創生課
〒635-8511 大和高田市大字大中 98 番地 4
電話：0745-22-1101（内線 5121・5123）
FAX：0745-52-2801
E-mail:kikaku@city.yamatotakada.nara.jp

